

19原機(安)114
平成19年12月17日

茨城県知事
橋本 昌 殿

茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 岡崎 俊雄

原子力安全協定の遵守及び保安管理の徹底について（報告）

標記の件につきまして、平成19年9月21日付け「原子力安全協定の遵守及び保安管理の徹底について」（原対第329号）に基づき、茨城県内4拠点（原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所、大洗研究開発センター及び那珂核融合研究所）に係る原子力安全協定の遵守及び保安管理の徹底に関する今後の対応について、別紙のとおり報告いたします。

以 上

原子力安全協定の遵守及び保安管理の徹底について

1. はじめに

平成 19 年 6 月 28 日付け、茨城県知事からの「原子力安全協定に基づく報告に係る調査について（要請）」（原対第 180 号）に基づき、原子力安全協定における報告漏れ及び記載事項に係る改ざん等の有無に関する調査結果を、平成 19 年 8 月 31 日付けで報告した。

この報告に対し、茨城県知事から、平成 19 年 9 月 21 日付け文書「原子力安全協定の遵守及び保安管理の徹底について」（原対第 329 号）をもって、①保安管理体制の充実強化、②原子力施設の汚染防止、③火災発生時の迅速な対応及び火災予防、④事故・故障等の報告漏れ防止に係る対応を求められた。

茨城県知事からの対応要請を踏まえ、原子力科学研究所（以下「原科研」という。）、核燃料サイクル工学研究所（以下「サイクル研」という。）、大洗研究開発センター（以下「大洗研」という。）及び那珂核融合研究所（以下「那珂研」という。また、これら 4 研究所を以下「拠点」という。）における現状を確認し、今後、以下のように原子力安全協定を遵守するとともに保安管理の徹底を図る所存である。

2. 茨城県知事からの要請に基づく対応

2-1 保安管理体制の充実強化について

保安管理の統一的・一元的管理を行うため、以下の対応を行っていく。

- ① 各拠点に対して共通的な課題や対応を必要とする案件（水平展開、調査等）については、安全統括部が情報を集約し、対応策を立案するとともに、各拠点に対し、対応策を周知する。また、各拠点に共通する課題など機構として対応すべき事項について、専門家の派遣、情報の提供など、必要な指導・支援を行う。

これらの対応に当たっては、安全統括部内の各課がその業務所掌に応じて役割を分担し実施する。

また、安全管理部門の人事交流は、保安管理に関する対応の統一化、情報共有をより充実するための一つの方策として期待できることから、これまで行ってきた人事交流を、今後も進めていく。

- ② 安全統括部及び拠点の保安管理部門、渉外担当部門等をメンバーとする「保安管理連絡会」を設置し、相互に協力する体制を構築する。本連絡会は定期的開催し、各拠点における保安活動に関する情報、事故・故障等に関する情報等

の共有化を図る。なお、機構内で発生した事故・故障等に関する情報については、インターネットを活用したデータベースが構築されており、これにより情報共有を図っている。

また、保安関連活動（講演会、安全パトロール、教育・研修等）の実施に当たっては、各拠点において年度当初に目標、頻度などを明確にした実施計画を作成し、計画的に実施するとともに、各拠点間の相互乗り入れなどを通し、相互のレベルアップに努め、保安管理体制のより一層の充実強化を図っていく。

- ③ 各拠点においては、原子力施設等の事故・故障等が発生した場合の通報連絡に係る基準・要領を定め運用している。サイクル研及び大洗研においては、通報連絡の必要性を客観的に判断できるようにするため、過去の発生事例などを基に、通報連絡すべき事象を分類・整理し、これを通報連絡要領に反映している。

原科研及び那珂研においても、発生した事象に係る通報連絡の必要性をより的確に判断できるようにするため、通報連絡すべき事象を抽出・整理するとともに、その結果を通報連絡要領に反映していく。

今後は、各拠点における通報連絡に係る運用状況を踏まえ、拠点間の整合を図っていく。

2-2 原子力施設の汚染防止について

(1) 適切な工事計画の策定及び管理区域解除に伴う措置について

- ① 原子力施設の廃止、施設の用途変更（施設の部分的な廃止）及び設備の更新等の作業に当たっては、所内の安全審査委員会等の審議を受けた後、必要な許認可手続きを行うとともに、汚染の拡大防止や作業員の被ばくを低減するため、あらかじめ当該施設・設備の使用履歴、過去の汚染履歴を確認した上で、適切な工事計画を作成し、当該作業の実施責任者を明確にする。また、放射線管理部門との協議、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者等の有資格者の同意及び施設を統括管理する部長等の承認を得た後、作業を実施していくことを徹底する。

- ② 管理区域の解除に当たっては、除染が確実に実施されたことを作業担当部門が確認するとともに、汚染が残存していないことを放射線管理部門が確認した後、当該管理区域を解除することを徹底する。

なお、今回、確認された原科研の管理区域外の汚染については、既に当該区域は管理区域として管理しており、汚染の閉じ込め処置、汚染土壌の回収等を平成 19 年度に終了する予定である。平成 20 年度からは当該箇所の除染作業、撤去作業を計画的に行う。また、管理区域の解除に当たっては、前述の措置を確実に実施する。

(2) 廃止措置又は用途変更に伴う管理責任の明確化について

原子力施設に係る管理責任は、所内規則等において現時点では明確になっており、管理責任を変更する場合は、あらかじめ所内規則等を変更する必要がある。

施設の廃止措置又は用途の変更に伴い管理責任が変更となる場合も、所内規則等を変更した上で管理責任を移行することから、原子力施設に係る管理責任が不明確となることはない。

なお、使用を終了した設備・機器等であって、その表面・内部に汚染が残存し、かつ、放射性廃棄物として処理できない場合は、それらを処理するまでの期間の管理方法を所内規則等に定め、管理責任の所在を明確にする。

2-3 火災発生時の迅速な対応及び火災予防について

(1) 公設消防への通報並びに「火災の判断」及び「鎮火の確認」の要請について

各拠点においては所内規則等に、火災又は火災と疑われる事象を発見した場合は、発見者が直ちに公設消防へ通報することを定め、迅速な通報に努めている。また、火災発生時の通報要領を簡潔に表現したポスターを各所に掲示し、注意喚起を図っている。原科研及びサイクル研においては、既にこのポスターに火災の判断は公設消防が行う旨明記している。大洗研及び那珂研においてもその旨、明記する処置を進めており、12月には完了する。今後とも教育訓練等によって、「火災の判断」及び「鎮火の確認」は公設消防に要請することを徹底していく。

(2) 自衛消防隊の充実強化及び公設消防との共同訓練について

火災発生時の消火活動を迅速かつ的確に行うため、消防法に基づく消防計画に定める火災予防措置を確実に行うとともに、平成19年8月31日付けで回答した「平成19年新潟中越沖地震を踏まえた原子力施設における安全確保について」で示した消火体制の充実強化を継続実施する。また、自衛消防隊及び消火設備の充実強化を図り、消火訓練等を定期的実施するとともに、公設消防との共同訓練又は指導に基づく防災訓練を年1回実施していく。

今後とも、これらの訓練を通じ、要員の能力向上及び資機材の充実強化を図っていく。さらに各現場においては、消火訓練、緊急退避訓練及び火災発生時の通報連絡訓練を計画的に実施していく。

(3) 職員等に対する防火意識の向上について

防火意識の向上を図るためには、職員、協力会社員、工事業者に対する教育訓練が不可欠であり、各拠点において過去に発生した火災の概要、原因等を教材とした教育を継続的に実施するとともに、教育内容が理解されたことを確認する。

(4) 所長等の巡視による実施状況の確認について

各拠点とも所長及び各部長・センター長による巡視を年2回以上、及び必要に応じて実施している。

所長及び各部長・センター長による定期的な巡視においては、これまでも防火の観点も含めて実施しており、今後とも、上記対策の実施状況について、巡視の中で確認するとともに、その結果を記録し保管する。

2-4 事故・故障等の報告漏れ防止について

トラブルや不具合などの情報を運転管理・施設管理上、有効に活用するためには、その情報を特定の部署に留めず、複数の部署で共有することが重要である。

複数部署による情報共有は、報告ルート複数化につながることから、一部組織のみの判断による事故・故障等の報告漏れ防止及び所長への報告漏れ防止が期待できる。

このため、各拠点においては、以下の対応を行っていく。

- ① これまで各拠点においては、主要な部又は施設ごとに工程会議や連絡調整会議等を開催してきたが、今後は、これらの会議をトラブルや不具合などの情報を含む運転管理・施設管理に関する情報共有の場として活用する。なお、既に実施している場合は、それを継続する。
- ② この情報共有のための会議は、施設の規模、運転状況にもよるが原則として週1回の頻度で開催し、この会議には運転管理部門、施設管理部門、放射線管理部門等も出席する。

なお、トラブルや不具合などが発生した場合は、迅速な情報共有を図る観点から、会議開催の有無にかかわらず、遅滞なく関係部署（運転管理部門、施設管理部門、放射線管理部門等）及び安全統括部に対してメール、FAX 等による情報提供を行う。

3. まとめ

今回の検討結果を踏まえた対応を確実に行うことにより、保安管理体制の更なる充実強化に努めていく。今後の対応計画を、別添「原子力安全協定の遵守及び保安管理

の徹底に関する対応計画」に示す。

これらの実施状況については安全統括部が確認するとともに、品質マネジメントシステムに基づく内部監査等においても確認していく。

なお、機構においてはコンプライアンス（法令等の遵守・企業倫理の遵守）活動を推進しているところであるが、今後もコンプライアンスに関する説明・研修会を行うなど、法令報告に関する知識の徹底を図っていく。

以 上

原子力安全協定の遵守及び保安管理の徹底に関する対応計画

項 目	内 容	具体的対応計画	11 月	12 月	～ 3 月	平成20年度	備 考
1. 保安管理体制の 充実強化	①安全統括部による指導・支援	安全統括部による情報収集、対応策の検討、各拠点への周知、指導・支援	—	—	—	—	既に運用を開始
	②保安管理連絡会の開催及び保安関連活動への相互乗り入れ	・1回/四半期及び必要に応じて開催 ・各拠点の保安管理部門、渉外担当部門をメンバー 講演会、安全パトロール、教育研修等の保安関連活動への相互参加	—	—	—	—	年内を目途に開催以降継続実施
		③通報連絡要領の整備	具体的な通報連絡要領の整備	—	—	◆	—
		通報連絡要領の充実	—	—	▼	—	適宜
2. 原子力施設の汚 染防止	(1)適切な工事計画の策定及び管理区域解除に伴う措置						
	①原子力施設の廃止、用途変更等に伴う措置の徹底（マニュアル等への反映）	・当該施設・設備の使用履歴、汚染履歴の確認 ・適切な作業計画の立案 ・作業計画の承認 ・作業計画に基づく作業の実施	—	—	◆ 措置の徹底 マニュアル等への反映	—	
	②管理区域の解除に伴う措置の徹底(マニュアル等への反映)	・確実な除染の実施 ・放射線管理部門による汚染確認及びその結果を踏まえた管理区域解除	—	—	◆ マニュアル等への反映	—	
		・原科研 非管理区域汚染（モックアップ試験室建家周辺引込溝及び共同溝、開発試験室建家周辺の排水枡、廃液輸送管、安全確認調査で発見された汚染箇所等）の処置	—	—	—	—	汚染の閉じ込め処置等は平成19年度に終了予定。平成20年度から汚染箇所を計画的に撤去後、管理区域解除の措置を行う。（廃液輸送管については、平成19年度中に撤去作業の一環としての準備作業に着手）

項目	内容	具体的対応計画	11月	12月	～3月	平成20年度	備考	
	(2) 廃止措置又は用途変更に伴う管理責任の明確化(所内規則等への反映)	管理責任の変更に伴う所内規則等変更の必要性の徹底 使用を終了した設備・機器等に係る管理方法、管理責任の明確化	_____	_____	◆			
3. 火災発生時の迅速な対応及び火災予防	(1)「火災の判断」及び「鎮火の確認」に係る公設消防への要請の徹底	ポスターへの「火災の判断は消防が行う」旨の明記	_____	_____	◆		原科研、サイクル研は対応済 大洗研、那珂研においては12月中に処置完了。	
		マニュアル等への反映状況の確認及び必要な場合はマニュアル等の改訂	_____	_____	◆	マニュアル等への反映状況の確認 マニュアル等の改訂(必要な場合)		
	(2) 自衛消防隊の充実強化	消防計画に定める火災予防措置の実施	_____	_____	_____	_____	_____	
		消火体制の充実強化(サイクル研、大洗研)	_____	_____	_____	_____	_____	
消火訓練の実施		_____	_____	_____	_____	_____		
	公設消防との共同訓練又は指導に基づく防災訓練の実施	_____	_____	_____	_____	_____		
(3) 防火意識の向上	過去に発生した火災を教材とした教育の実施	_____	_____	_____	◆	教材の整備 教育への反映		
(4) 所長等の巡視による上記対策の検証	所長及び各部長・センター長による巡視	_____	_____	_____	_____	_____		
4. 事故・故障等の報告漏れ防止	①情報共有のための会議の設置	主要な部・施設ごとに設置	_____	_____	◆			
	②情報共有のための会議の開催、迅速な情報共有	・1回/週(原則)及び必要の都度 ・施設管理部門、放射線管理部門等の参加	_____	_____	◆	会議の運営		既に実施している場合は、継続実施
		電子メール、FAXによる迅速な情報提供	_____	_____	◆			既に実施している場合は、継続実施